

静岡県の認知症バリアフリー宣言

宣言の内容（全般）

2040年には、高齢者のうち3割を超える人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれており、誰もが、認知症となる可能性や認知症の人の介護者となる可能性があります。

このため、認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で物理的、心理的な障壁となるものを除去し、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる社会づくりが急務となっています。

そこで、まずは、県が率先して、認知症の人が地域の中で暮らしていることを前提として様々な施策を展開するという認識を持つため、認知症バリアフリー宣言を行います。

また、県が率先して宣言することで、認知症バリアフリーの考え方が市町をはじめ、民間企業、各種団体等に幅広く普及することにより、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、認知症の人を含めた県民一人ひとりが支え合い共生する社会を目指していきます。

個別宣言項目

1 「人材の育成」についての具体的取組

県では、毎年、新規採用職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。

今後は、認知症サポーター養成講座の対象を拡充し、未受講者等に対する養成講座も実施するとともに、認知症の人御本人の講演動画について全職員に視聴を呼びかけるなど、県職員全員が認知症に関する理解を深めていきます。

2 「地域連携」についての具体的取組

県では、市町及び警察等と連携し、認知症の人等が行方不明となった際の早期発見・保護に向けた「見守り・SOS体制の広域連携」の運用を令和2年度より開始しています。

また、認知症の人と家族の会静岡県支部や静岡県社会福祉士会などと連携し、認知症に関する相談窓口を設置しています。

今後は、「見守り・SOS体制の広域連携」について、市町や警察署をはじめ、関係機関の更なる連携強化を図るとともに、認知症に関する相談窓口の認知度の更なる向上や、出前講座の実施による民間企業、各種団体等における認知症の理解増進に取り組みます。

3 「社内制度」についての具体的取組

県では、仕事と介護の両立に向けた「子育て・介護相談窓口」を設置し、職員からの相談に対応しています。

また、仕事と介護の両立支援制度についてまとめたリーフレットの作成や、介護セミナー等の開催により、職員に対し情報提供をしているほか、ご家族が認知症等により介護が必要となっても働き続けられるよう、各種休暇休業・テレワーク・時差勤務制度等の柔軟な勤務制度を整備しています。

4 「環境整備」についての具体的取組

認知症又は軽度認知障害の人が県庁やその出先機関に来庁された際などに適切な対応ができるよう、加齢に伴う認知機能の低下等に対する具体的な対応方法のマニュアルを整備します。